

平成24年度財務定期監査（第1期）の結果に基づき講じた措置等（消防局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>1 消防局</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>経費の請求を適正に行うべきもの</p> <p>神戸市は兵庫県と「兵庫県下ヘリコプター3機運用常時2機稼働体制に係る協定書」を締結し、ヘリコプターの共同運航を実施している。この協定書及び協定書に基づく覚書で、活動費、運航費、点検費及び人件費等の経費を神戸市と兵庫県が各2分の1を負担し、神戸市は兵庫県に対し、四半期毎に負担金を請求すると規定されているが、神戸市は年度末にまとめて請求している事例が見受けられた。</p> <p style="text-align: center;">（総務部庶務課）</p> <p>協定書及び覚書どおりの事務処理を行うか、もしくは実情に合わせて協定書及び覚書を変更するべきである。</p>	<p>「協定書及び覚書」の四半期毎に負担金を請求するとの部分については、平成26年度に兵庫県消防課と協議し、年度末請求・支払いとすることで合意した。</p> <p>なお、協定書及び覚書については、平成27年4月1日付けで修正した。</p>	<p>措置済</p>